「横浜を発展させる集い」に関する対応について

1 調査委員会の設置及び概要

(1) 目 的

「横浜を発展させる集い」等の政治資金パーティーに関し、安全管理局及び横浜市消防団が関わった実態を調査し、不適切な行為の再発防止を図る。

(2) 設置日時

平成19年12月6日(木)

(3) 委員会の組織(今回の事案には関わりのない職員から構成)

ア 委員長 危機管理担当理事

イ 副委員長 予防部長

ウ委員局の課長

(4) 委員会の調査内容

- ア 政治資金パーティーへの職員の関与
- イ 政治資金パーティーに対する消防団会計の関わりの実態

2 調査の進捗状況

(1) 委員会開催日時

第1回	調査委員会	12月 7日	(金)	調査方針の検討、確認
第2回	IJ	12月 9日	(日)	ヒアリングの項目出し
第3回	IJ	12月11日	(火)	ヒアリングの調整
第4回	IJ	12月12日	(水)	ヒアリング結果の突き合わせ
第5回	IJ	12月13日	(木)	IJ
第6回	IJ	12月14日	(金)	IJ
なお、調査は連日実施しています。				

(2) 調査方法及び対象

ア ヒアリングによる担当者の調査

- ・当時の消防局関係職員(退職者を含む)…局長、総務部長、総務課長、総務課消防団係長及び係員
- ・現在の消防署関係職員…署長、副署長、庶務課長、庶務係長、庶務課消防団担当
- ・ 当時の消防団関係団員…消防団長会会長、同副会長
- イ 文書照会による担当者の調査
 - ・当時の消防署関係職員(退職者を含む)…当時の署長、副署長、庶務課長、庶務係長、庶務 課消防団担当

ウ 書類調査

・当時の消防局及び消防署関係書類

3 今後の対応とスケジュール

- ・年内には、最終報告をとりまとめ、速やかに公表をする予定です。
- ・調査結果に基づき、必要な処分を検討します。

「横浜を発展させる集い」に関する調査委員会設置要綱

制定 平成19年12月6日

(目的)

第1条 調査委員会(以下「委員会」という。)は、「横浜を発展させる集い」等の政治資金パーティーに関し、安全管理局及び横浜市消防団が関与した実態を調査し、不適切な行為の再発防止を図ることを目的として設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、危機管理担当理事をもって充てる。
- 3 副委員長は、予防部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1)人事課長、施設課長、査察課長、警防課長、計画課長及び教育課長
 - (2) その他委員長が指名する者

(委員長)

- 第3条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 2 委員長が不在の時は、副委員長がその職務を代理する。

(調查内容等)

第4条 委員会の調査内容及び調査方法等は、別紙のとおりとする。

(調査結果の報告)

第5条 委員会は、調査結果及び再発防止等をとりまとめ、安全管理局長に報告する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、人事課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が定める。

附則

この要綱は、平成19年12月6日から施行する。